

## 第Ⅲ部 結果の分析

第Ⅲ部は、第1章から第9章までの9つの章によって構成されている。各章は署名入りの論述であり、第Ⅱ部での設問項目と重複するものの、それとは異なる独自の分析となっている。

## 第1章 犯罪被害の実情と暗数

### 1. 犯罪被害の経験

自分や同居の家族の中で、この1年間（平成15年10月1日から平成16年9月30日まで）に、犯罪の被害にあったことがあるかを尋ねたところ、何らかの犯罪の被害を受けたことがある世帯は540世帯（30.3%）であり、被害を受けたことがないのは1,242世帯（69.7%）であった。

表Ⅲ－1－1は、過去1年間における都市規模別の犯罪被害の有無をみたものである。都市規模別にみると、大都市で被害を受けたことがある世帯の割合が高くなっている。大都市のうち政令指定都市での被害率が最も高く、東京都区部では、被害を受けたことがある世帯の割合が最も低い。

表Ⅲ－1－1 都市規模別の被害の有無

区 分	総 数	あ り	な し
大都市（計）	401	134(33.4)	267(66.6)
東京都区部	108	30(27.8)	78(72.2)
政令指定都市	293	104(35.5)	189(64.5)
人口10万以上の市	690	209(30.3)	481(69.7)
人口10万未満の市	334	95(28.4)	239(71.6)
町 村	357	102(28.6)	255(71.4)
総 数	1782	540(30.3)	1242(69.7)

表Ⅲ－1－2は、警察管区別の犯罪被害の有無をみたものである。被害を受けたことのある世帯の割合は、中部管区が35.5%と最も高く、以下、近畿管区32.9%、中国管区32.6%、九州管区30.7%の順となっている。これに対して、被害を受けたことのある世帯の割合が最も低いのは北海道（23.8%）、次いで四国管区（26.4%）、警視庁（28.2%）、東北管区（28.7%）の順となっている。関東管区以北に被害世帯の割合が低く、四国管区を除けば、中部管区以西にその割合が高いという傾向がみられる。

表Ⅲ－１－２ 警察管区別の被害の有無

警察管区	総数	あり	なし
北海道	84	20(23.8)	64(76.2)
東北管区	157	45(28.7)	112(71.3)
警視庁	156	44(28.2)	112(71.8)
関東管区	513	148(28.8)	365(71.2)
中部管区	214	76(35.5)	138(64.5)
近畿管区	286	94(32.9)	192(67.1)
中国管区	95	31(32.6)	64(67.4)
四国管区	72	19(26.4)	53(73.6)
九州管区	205	63(30.7)	142(69.3)
総数	1782	540(30.3)	1242(69.7)

次に、どのような犯罪の被害を受けたことがあるか聞いたところ、図Ⅲ－１－１に示すように、「自転車盗」の被害を挙げた者の割合が 13.2%と最も高く、次いで「自宅や自動車などに落書きされたり、壊されたりした」(4.5%)、「自宅や敷地に無断で侵入された」(3.9%)、「自宅にどろぼう(空き巣など)に入られた」(3.5%)、「悪質商法などの詐欺犯罪」(3.4%)、「自動車内の金品を盗まれた」(2.9%)などの順となっている。「その他(交通事故を除く)」の被害で最も多かったのは、「振り込め詐欺、架空請求などの詐欺犯罪(未遂を含む)」で0.6%(11世帯)であった。

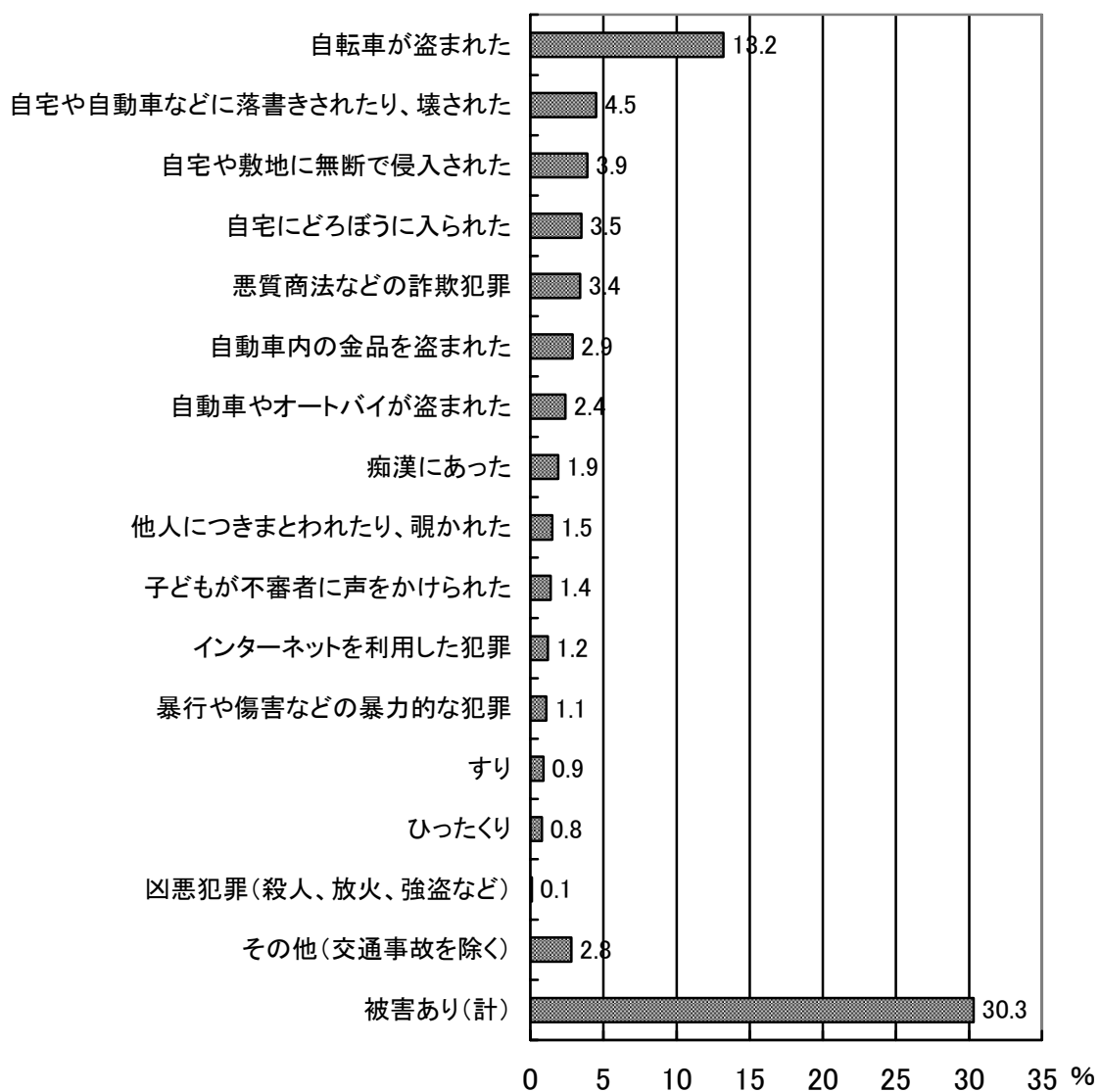
表Ⅲ－１－３は、都市規模別の被害の回数を示したものである。全体的に見ると、この1年間に何らかの犯罪被害にあった世帯は、被害1件が369世帯(20.7%)、2件が108世帯(6.1%)、3件以上が63世帯(3.5%)である。都市規模別にみると、複数回被害にあった世帯の割合は、人口10万以上の市(10.7%)で高く、東京都区部(8.3%)と人口10万未満の市(8.4%)で低い。

図Ⅲ－１－２は、犯罪被害の経験について、2002年1月に(財)社会安全研究財団が実施した調査(以下、「前回の調査」という)と今回の調査(2004年10月実施)の結果を比較したものである。前回と今回の調査とでは犯罪の種別が異なるため、同じ罪種の被害経験のみを比較した。ただし、前回の調査では「痴漢・ストーカーなどの性的な犯罪」の被害経験について尋ねているため、今回調査の「痴漢にあった」と「他人につきまとわれたり、覗かれたりした」を合わせて「痴漢・ストーカーなどの性的な犯罪」とした。また、前回の調査では、「すり・ひったくり」の被害経験を尋ねているため、今回調査の「すり」と「ひったくり」を合わせて「すり・ひったくり」とした。

1年間に1回以上犯罪被害にあったことのある割合(被害率)は、全体的に、前回の調査時に比べて約10%増加している。罪種別にみると、「自動車内の金品を盗まれた」被害

を除く全ての罪種において、前回の調査と比較して被害率が高くなっている。前回の調査と比較して、過去1年間に、自転車盗の被害にあった世帯は、11世帯に1世帯から8世帯に1世帯に増加、自宅にどろぼうに入られた世帯は、38世帯に1世帯から29世帯に1世帯に増加、悪質商法などの詐欺犯罪にあった世帯は、143世帯に1世帯から29世帯に1世帯に増加していることになる。また、痴漢・ストーカーなどの性的な犯罪、暴行・傷害などの暴力的な犯罪、すり・ひったくりといった個人被害犯罪についても、被害率の増加がみられる。

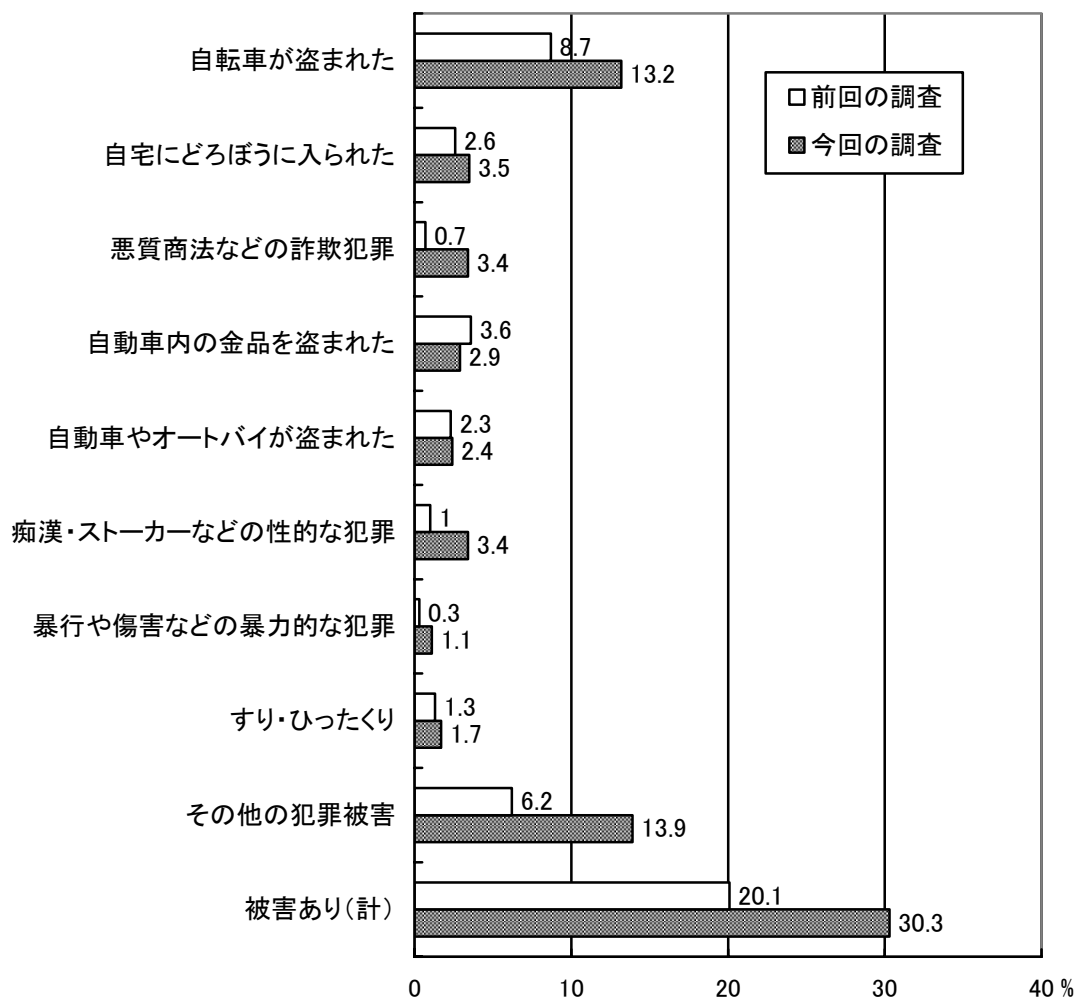
図Ⅲ-1-1 犯罪被害の経験(複数回答)



表Ⅲ—1—3 都市規模別の被害の回数

区分	総数	1件	2件	3件以上	被害なし
大都市（計）	401	98(24.4)	25(6.2)	11(2.7)	267(66.6)
東京都区部	108	21(19.4)	7(6.5)	2(1.9)	78(72.2)
政令指定都市	293	77(26.3)	18(6.1)	9(3.1)	189(64.5)
人口10万以上の市	690	135(19.6)	48(7.0)	26(3.8)	481(69.7)
人口10万未満の市	334	67(20.1)	15(4.5)	13(3.9)	239(71.5)
町村	357	69(19.3)	20(5.6)	13(3.6)	255(71.4)
総数	1782	369(20.7)	108(6.1)	63(3.5)	1242(69.7)

図Ⅲ—1—2 被害経験についての前回調査(2002年1月調査)との比較



以下では、被害率の比較的高い罪種について、都市規模別等の主要な結果についてみていく。

表Ⅲ－１－４は、過去１年間における自転車盗の被害の有無を、都市規模別にみたものである。本調査では、自転車を保有していない世帯も含まれているため、自転車を保有している世帯の被害率はさらに高くなる。自転車盗の被害にあった世帯を都市規模別にみると、最も被害の少ないのは東京都区部（8.3%）である。最も被害が多かったのは、政令指定都市（16.7%）で、次いで多いのが人口 10 万以上の市（14.9%）である。東京都区部を除けば、規模の大きい都市ほど被害を受けた世帯の割合が高い。

表Ⅲ－１－４ 都市規模別にみた自転車盗の被害

区 分	総 数	あ り	な し
大都市（計）	401	58(14.5)	343(85.5)
東京都区部	108	9( 8.3)	99(91.7)
政令指定都市	293	49(16.7)	244(83.3)
人口 10 万以上の市	690	103(14.9)	587(85.1)
人口 10 万未満の市	334	38(11.4)	296(88.6)
町 村	357	37(10.4)	320(89.6)
総 数	1782	236(13.2)	1546(86.8)

表Ⅲ－１－５は、警察管区別の自転車盗の被害の有無と、平成 14 年における自転車 1 台あたりの保有人口をみたものである。まず、管区別に被害状況をみると、最も被害が多いのは中国管区で 18.9%の世帯が被害にあっており、以下、近畿管区の 15.7%、中部管区の 15.0%の順となっている。これに対して最も被害世帯が少ないのは警視庁で、10.9%である。東京都の自転車保有台数は 1.6 人に 1 台で、全国で最も人口当たりの保有台数が多い。表Ⅲ－１－４の結果と併せてみると、東京都、特に東京都区部における自転車盗の被害率は全国で最も少ないといえよう。

表Ⅲ－１－５ 警察管区別にみた自転車盗の被害と自転車の保有台数

警察管区	総数	あり	なし	自転車保有台数 (人口／台数)
北海道	84	10(11.9)	74(88.1)	2.40
東北管区	157	18(11.5)	139(88.5)	2.35
警視庁	156	17(10.9)	139(89.1)	1.60
関東管区	513	63(12.3)	450(87.7)	2.18
中部管区	214	32(15.0)	182(85.0)	2.23
近畿管区	286	45(15.7)	241(84.3)	1.78
中国管区	95	18(18.9)	77(81.1)	2.18
四国管区	72	9(12.5)	63(87.5)	2.00
九州管区	205	24(11.7)	181(88.3)	3.48
総数	1782	236(13.2)	1546(86.8)	

自転車の保有台数（人口／台数）は、自転車産業振興協会「自転車統計要覧」の平成14年都道府県別自転車保有台数に基づいて作成した。

表Ⅲ－１－６は、過去1年間に自宅や自動車などに落書きされたり、壊されたりした被害の有無を都市規模別にみたものである。都市規模別にみると、被害にあったことのある世帯が最も多いのは、人口10万未満の市の5.7%であり、逆に最も少ないのは東京都区部の3.7%であった。

表Ⅲ－１－６ 都市規模別にみた自宅や自動車などに落書きされたり、壊されたりした被害

区分	総数	あり	なし
大都市（計）	401	17(4.2)	384(95.8)
東京都区部	108	4(3.7)	104(96.3)
政令指定都市	293	13(4.4)	280(95.6)
人口10万以上の市	690	31(4.5)	659(95.5)
人口10万未満の市	334	19(5.7)	315(94.3)
町村	357	14(3.9)	343(96.1)
総数	1782	81(4.5)	1701(95.5)

表Ⅲ－１－７は、過去1年間に自宅や敷地内に無断で侵入された（以下、「不法侵入」という）被害の有無を、都市規模別にみたものである。不法侵入の被害にあった世帯が最も多かったのは、東京都区部の6.5%であり、次いで人口10万未満の市5.4%、町村4.2%

の順に多い。逆に、最も被害世帯が少ないのは、政令指定都市の 2.0%であり、東京都区部を除けば規模の大きい都市ほど被害世帯の割合が少ない傾向がみられる。

表Ⅲ－１－７ 都市規模別にみた不法侵入の被害

区 分	総 数	あ り	な し
大都市（計）	401	13( 3.2)	388(96.8)
東京都区部	108	7( 6.5)	101(93.5)
政令指定都市	293	6( 2.0)	287(98.0)
人口 10 万以上の市	690	24( 3.5)	666(96.5)
人口 10 万未満の市	334	18( 5.4)	316(94.6)
町 村	357	15( 4.2)	342(95.8)
総 数	1782	70( 3.9)	1712(96.1)

表Ⅲ－１－８は、過去1年間に自宅にどろぼう(空き巣など)に入られた(以下、「住宅対象の侵入窃盗」という)被害の有無を、都市規模別にみたものである。被害にあった世帯は政令指定都市(4.4%)、町村(4.2%)に多い。逆に、東京都区部での被害率(2.8%)が最も少ない。

表Ⅲ－１－８ 都市規模別にみた住宅対象の侵入窃盗の被害

区 分	総 数	あ り	な し
大都市（計）	401	16( 4.0)	385(96.0)
東京都区部	108	3( 2.8)	105(97.2)
政令指定都市	293	13( 4.4)	280(95.6)
人口 10 万以上の市	690	21( 3.0)	669(97.0)
人口 10 万未満の市	334	10( 3.0)	324(97.0)
町 村	357	15( 4.2)	342(95.8)
総 数	1782	62( 3.5)	1720(96.5)

表Ⅲ－１－９は、過去1年間に悪質商法などの詐欺犯罪の被害の有無を、都市規模別にみたものである。被害を受けたことがあると回答した世帯の割合は、町村(4.5%)で最も高く、次いで人口10万以上の市(4.1%)で高くなっている。これに対して、大都市での被害率(2.0%)が最も低く、特に、東京都区部での被害率(0.9%)が極めて低い。



表Ⅲ－１－９ 都市規模別にみた悪質商法などの詐欺犯罪の被害

区 分	総 数	あ り	な し
大都市（計）	401	8(2.0)	393(98.0)
東京都区部	108	1(0.9)	107(99.1)
政令指定都市	293	7(2.4)	286(97.6)
人口10万以上の市	690	28(4.1)	662(95.9)
人口10万未満の市	334	8(2.4)	326(97.6)
町 村	357	16(4.5)	341(95.5)
総 数	1782	60(3.7)	1722(96.6)

表Ⅲ－１－１０は、過去1年間に自動車内の金品を盗まれた（以下、「車上狙い」という）被害の有無を、都市規模別にみたものである。被害を受けたことがあると回答した世帯の割合は、人口10万以上の市（3.6%）と町村（3.4%）で多く、大都市（1.5%）での被害の割合が最も少ない。

表Ⅲ－１－１０ 都市規模別にみた車上狙いの被害

区 分	総 数	あ り	な し
大都市（計）	401	6(1.5)	395(98.5)
東京都区部	108	0(0.0)	108(100.0)
政令指定都市	293	6(2.0)	287(98.0)
人口10万以上の市	690	25(3.6)	665(96.4)
人口10万未満の市	334	8(2.4)	326(97.6)
町 村	357	12(3.4)	345(96.6)
総 数	1782	51(2.9)	1731(97.1)

表Ⅲ－１－１１は、過去1年間に自動車やオートバイが盗まれた（以下、「自動車・オートバイ盗」という）被害の有無を、都市規模別にみたものである。被害を受けたことがあると回答した世帯の割合は、人口10万以上の市（3.5%）で高く、人口10万未満の市（1.2%）と大都市（1.7%）で低い。

表Ⅲ－１－１１ 都市規模別にみた自動車・オートバイ盗の被害

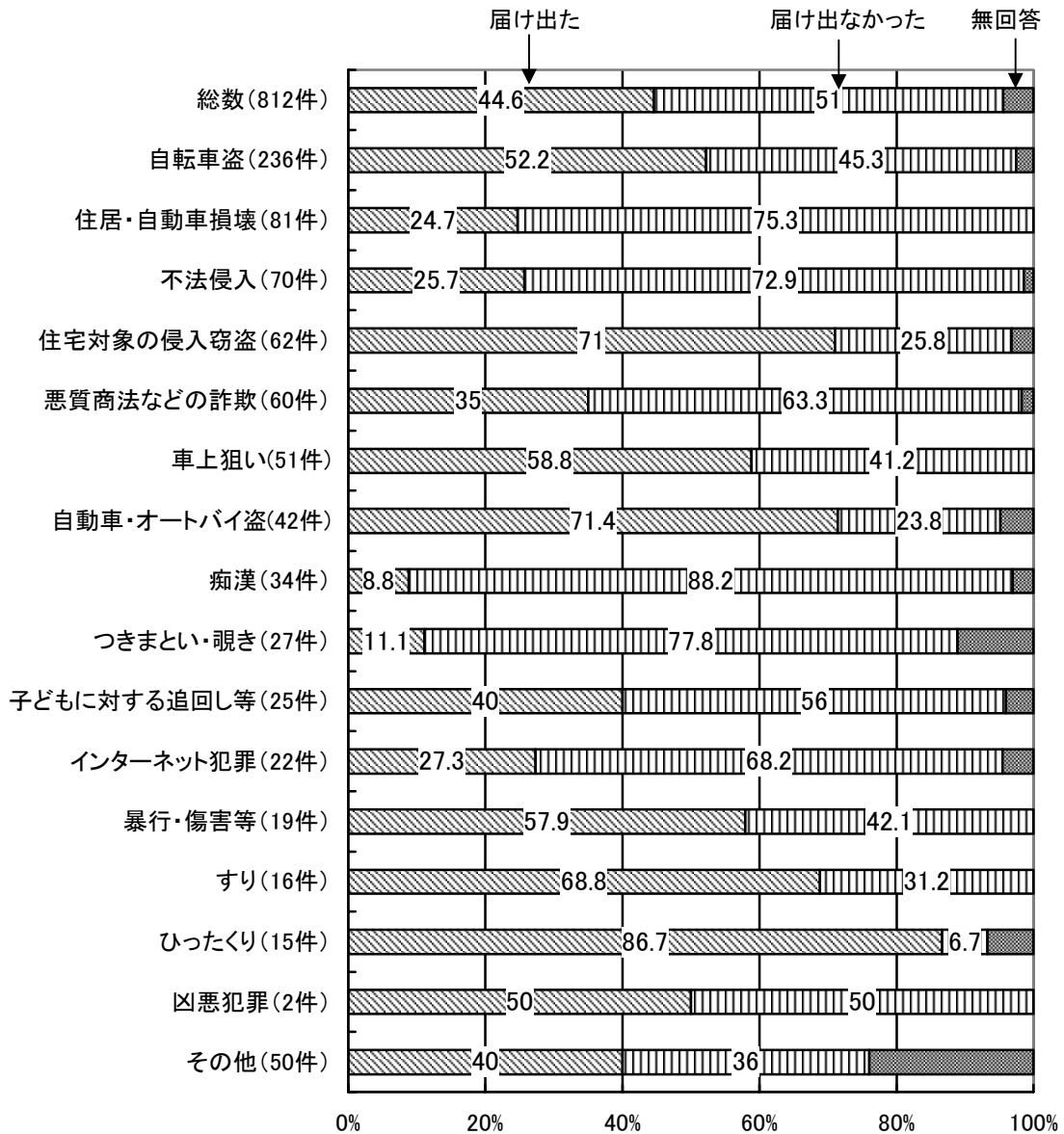
区 分	総 数	あ り	な し
大都市（計）	401	7(1.7)	394(98.3)
東京都区部	108	2(1.9)	106(98.1)
政令指定都市	293	5(1.7)	288(98.3)
人口10万以上の市	690	24(3.5)	666(96.5)
人口10万未満の市	334	4(1.2)	330(98.8)
町 村	357	7(2.0)	350(98.0)
総 数	1782	42(2.4)	1740(97.6)

## 2. 犯罪被害の警察への届出

図Ⅲ－１－３は、過去1年間に何らかの犯罪の被害にあった世帯について、警察に事件を届け出た届出率を罪種別に示したものである。総数は、事件数を表している。過去1年間に、複数回被害にあった世帯があるため、事件数は被害世帯の総数よりも多くなる。

犯罪被害全体でみると、犯罪被害を警察へ届け出たのは44.6%であり、51.0%が届け出なかった、4.4%が無回答であった。届出率が高いのは、ひったくり（86.7%）、自動車・オートバイ盗（71.4%）、住宅対象の侵入窃盗（71.0%）、すり（68.8%）であり、いずれも60%を超えている。他方、痴漢（8.8%）、つきまとい・覗き（11.1%）、住居・自動車損壊（24.7%）、不法侵入（25.7%）、インターネット犯罪（27.3%）、悪質商法などの詐欺（35.0%）の被害では、届出率がいずれも40%を下回っている。全体的にみると、財産犯罪の届出率が高く、悪質商法などの詐欺犯罪を除けば、性的犯罪、器物損壊、不法侵入などの非財産犯罪の届出率が低いといえる。

図Ⅲ-1-3 犯罪被害の警察への届出



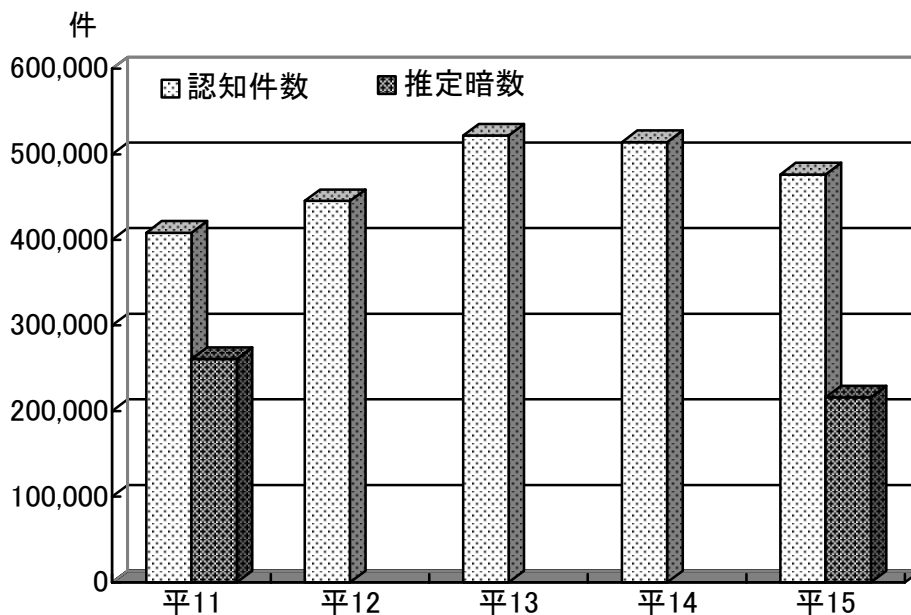
### 3. 暗数

ここでは、本調査の結果と前回の調査、法務総合研究所が実施した「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」および警察白書（警察庁編）の統計資料から犯罪の暗数について検討する。ただし、本調査には刑法犯以外の犯罪も含まれているため、刑法犯全体の暗数を推定することはできない。そこで、刑法犯のうち比較的被害率の高い自転車盗、住宅対象の侵入窃盗および車上狙いについて検討することとする。各罪種の暗数は、基本的には、図Ⅲ

－ 1－ 3 に示した犯罪の被害を警察に届けなかった割合ということになる。

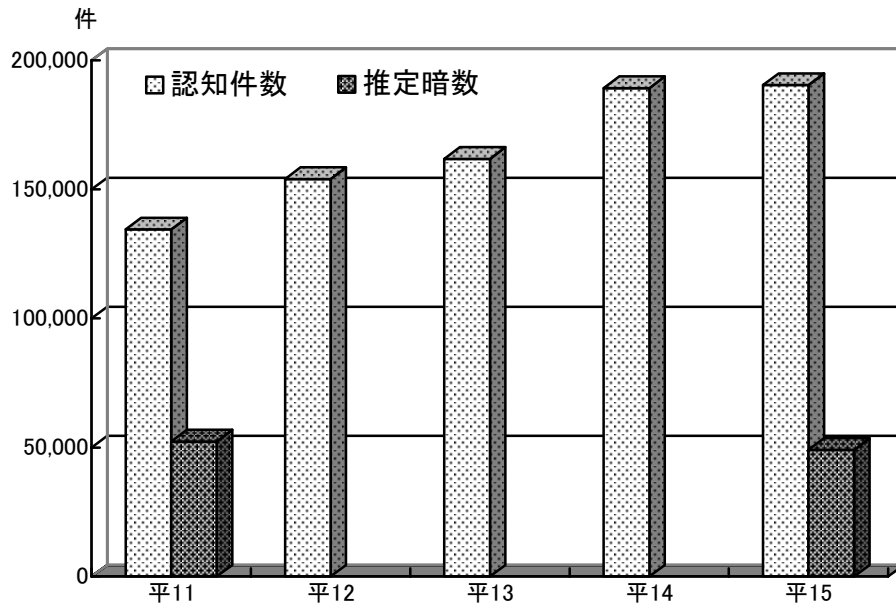
図Ⅲ－ 1－ 4 は、自転車盗の認知件数の推移と平成 11 年および平成 15 年における暗数の件数を示したものである。平成 11 年の暗数については、法務総合研究所が実施した「第 1 回犯罪被害実態（暗数）調査」における、被害を警察に届けなかった比率から算出した（以下同様である）。本調査では、平成 15 年 10 月から平成 16 年 9 月までの犯罪被害について尋ねているが、平成 15 年中の認知件数に基づいて暗数を算出した。平成 11 年の推定暗数は約 261,000 件（約 64%）であるのに対して、平成 15 年は約 214,000 件（約 45%）に減少している。被害率についてみると、平成 11 年は 7.9%（法務総合研究所の前掲調査による。ただし、この調査では自転車を保有している世帯を調査対象としている。平成 11 年のデータについては、以下同様である）、平成 13 年は 8.7%（社会安全研究財団の前の調査による）、平成 15 年は 13.2% である。平成 15 年の被害率は平成 13 年に比べて 4.5% 増加しているが、認知件数は 8.7% 減少している。この原因として考えられるのは、本調査は、平成 15 年 10 月から平成 16 年 9 月までの間の被害経験であり、平成 16 年 1 月から 9 月までの間の被害率または警察への届出率が減少したことである。

図Ⅲ－ 1－ 4 自転車盗の認知件数の推移



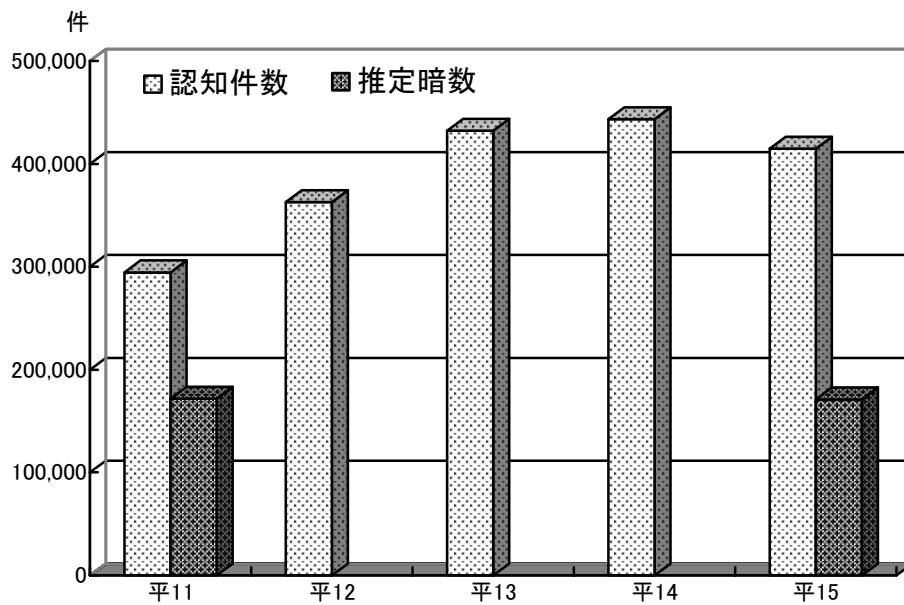
図Ⅲ－ 1－ 5 は、住宅対象の侵入窃盗の認知件数の推移と平成 11 年および平成 15 年における暗数の推定件数を示したものである。平成 11 年の暗数は約 52,000 件（約 39%）であるのに対して、平成 15 年は約 49,000 件（約 26%）に減少している。被害率についてみると、平成 11 年は 1.2%、平成 13 年は 2.6%、平成 15 年は 3.5% と、漸増している。

図Ⅲ－１－５ 住宅対象の侵入窃盗の認知件数の推移



図Ⅲ－１－６は、車上狙いの認知件数の推移と平成11年および平成15年における暗数の推定件数を示したものである。平成11年の暗数は約172,000件（約58%）であるのに対して、平成15年は約171,000件（約41%）に減少している。被害率は、平成11年が1.6%、平成13年が3.6%、平成15年が2.9%となっている。

図Ⅲ－１－６ 車上狙いの認知件数の推移



#### 4. まとめ

過去1年間（平成15年10月から平成16年9月まで）に、自分や同居の家族が何らかの犯罪の被害にあった世帯は30.3%であり、被害にあったことのない世帯は69.7%であった。特に、大都市において被害世帯の割合が高い傾向がみられるが、東京都区部における被害世帯の割合は低い。警察管区別にみると、関東管区以北に被害世帯の割合が低く、四国管区を除けば、中部管区以西にその割合が高い。罪種別にみると、「自転車盗」の被害率（13.2%）が最も高く、次いで「住居・自動車損壊」（4.5%）、「不法侵入」（3.9%）、「住宅対象の侵入窃盗」（3.5%）、「悪質商法などの詐欺犯罪」（3.4%）、「車上狙い」（2.9%）などの順となっている。被害率を前回の調査（2002年）と比較すると、全体的に、約10%増加している。罪種別に被害率をみると、「車上狙い」を除く全ての罪種において、前回の調査時よりも高くなっている。

犯罪の暗数は、被害全体でみると51.0%である。暗数が多いのは、痴漢（88.2%）、つきまとい・覗き（77.8%）、住居・自動車損壊（75.3%）、不法侵入（72.9%）、インターネット犯罪（68.2%）、悪質商法などの詐欺（63.3%）などの被害で、いずれも60%を超えている。暗数が比較的少ないのは、ひったくり（6.7%）、自動車・オートバイ盗（23.8%）、住宅対象の侵入窃盗（25.8%）、すり（31.2%）であり、いずれも40%を下回っている。全体的にみると、財産犯罪の暗数が少なく、悪質商法などの詐欺犯罪を除けば、性的犯罪、器物損壊、不法侵入などの非財産犯罪の暗数が多いといえる。